徳島大学先端酵素学研究所施設管理規則

平成２９年８月１０日

先端酵素学研究所長制定

　（趣旨）

第１条　この規則は，徳島大学における施設の管理運営に関する規則（以下「管理運営規則」という。）及び徳島大学における研究共用施設の利用に関する内規（以下「内規」という。）に基づき，徳島大学先端酵素学研究所施設（以下「施設」という。）の管理運営について必要な事項を定める。

　（施設利用の原則）

第２条　施設は，徳島大学先端酵素学研究所（以下「研究所」という。）の教職員及び学生（以下「研究所構成員」という。）の専有物ではなく大学全体の共有物であり，施設利用は，学術研究の発展を推進することを目的として，第３条各号に掲げる施設利用者に施設が貸与されることにより行われるものとする。

　（施設利用者）

第３条　施設利用者は，次の各号に掲げるものとする。

　(1)　研究所構成員

　(2)　徳島大学の教職員及び学生

　(3)　研究所構成員との共同利用者及び共同研究者

　(4)　研究所が受け入れた受託研究者及び外国人研究者

　(5)　その他研究所長（以下「研究所長」という。）が適当と認めた者

　（施設分類）

第４条　施設は，研究所専用施設，共同利用施設及び管理部門施設に分類する。

　(1)　研究所専用施設とは，教員研究室等をいう。

　　(2)　共同利用施設とは，共同利用機器等を設置し，研究所の目的たる学術研究の発展を推進

するために，学内及び学外の研究者等と共同で利用する施設をいう。

　(3)　管理部門施設とは，事務室等の運営支援スペース，階段及び便所等の施設利用者全体が利用する施設をいう。

　（施設管理責任者等）

第５条　施設に施設管理責任者を置き，研究所長をもって充てる。

２　施設管理責任者は，管理運営規則第７条第１項の規定に基づき，室ごとに施設利用責任者を１名指名する。

３　施設利用責任者は，施設の利用計画を作成し，良好な施設環境を維持するとともに，施設の有効利用に努めなければならない。

　（貸与期間）

第６条　研究所専用施設及び共同利用施設の貸与期間は，施設利用責任者の任期又は研究期間満了の日までとする。

（施設の点検・評価）

第７条　施設の状態，機能及び利用状況等を把握するため，施設管理責任者は点検・評価事項を定め実施する。

（使用料等）

第８条　施設利用責任者が研究所外の研究者等である場合は，別に定める使用料及び光熱水料等の経費を負担する。

２　前項の規定にかかわらず，施設管理責任者が特に必要と認めたときは，その全部又は一部を免除することができる。

（利用の取消等）

第９条　施設管理責任者は，施設利用責任者がこの規則に違反し，又は研究所の運営に重大な支障をきたすおそれがあると認めたときは，その利用を取り消し，若しくは停止させることができる。

（原状回復の原則）

第１０条　施設利用責任者は，施設の利用期間が終了したとき，又は前条の規定により利用を取り消され，若しくは停止させられたときは，貸与時の原状に復して返却するものとする。

（雑則）

第１１条　この規則に定めるほか，施設の利用に関し必要な事項は，先端酵素学研究所教授会（徳島大学教授会通則（平成１２年規則第１４５６号）第６条第１項に規定する代議員会等を含む。）の議を経て施設管理責任者が別に定める。

　　　附　則

１　この規則は，平成２９年８月１０日から施行する。

２　この規則施行の日の前日に徳島大学疾患酵素学研究センター施設管理規則（平成２３年１月２８日疾患酵素学研究センター長制定）又は徳島大学疾患プロテオゲノム研究センター施設管理規則（平成２３年４月２７日疾患ゲノム研究センター長制定）により管理運営されている施設は，この規則により管理運営するものとする。